

## 多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な経済的負担を軽減するために行う住宅改修費の受領委任払いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施工事業者 被保険者が請負契約を締結した住宅改修工事を施行する事業者をいう。
- (2) 受領委任払い 市が施工事業者に住宅改修費を支払うことをいう。

### (受領委任払い取扱事業者)

第3条 受領委任払いを取り扱うことができる施工事業者は、受領委任払い取扱事業者として市長が登録した施工事業者に限るものとする。

### (登録申請)

第4条 受領委任払いの取扱いを希望する施工事業者は、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録（更新）申請書（別記様式第1号）に介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録に係る誓約書（別記様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の登録申請は、当該登録申請の前年の1月から12月までに、住宅改修費の支給対象となった工事を市内において5件以上施行（完了届の提出までを含む。）した施工事業者に限り行うことができる。

### (登録)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録（却下）通知書（別記様式第3号）により、申請を行った者に通知するものとする。

- 2 前項の登録（以下「登録」という。）の有効期間は、登録の日から起算して当

該登録の日の属する年度の翌年度末までとする。

(登録の更新)

第6条 登録の更新をしようとする者は、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録(更新)申請書(別記様式第1号)を登録の有効期間が満了する日の2月前までに市長に提出しなければならない。

2 第4条第1項により提出された誓約書は、前項の登録の更新(以下「登録の更新」という。)時にも引き続き有効なものとして取り扱うものとする。

3 第4条第2項及び前条の規定は、登録の更新について準用する。

(登録事項変更の届出)

第7条 第5条第1項(前条第3項で準用する場合を含む。)の規定により登録(登録の更新を含む。)を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録(更新)申請書に記載した事項に変更があったときは、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書(別記様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業休廃止等の届出)

第8条 登録事業者は、住宅改修工事に係る事業を廃止、休止若しくは再開するとき又は登録を辞退するときは、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者事業廃止等届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により事業を廃止又は登録の辞退をしたときは、登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 廃業等により、住宅改修工事が施行できなくなったとき。

(2) 被保険者が希望したにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払いを拒否したとき。

(3) 住宅改修費の請求に関し不正があったとき。

(4) 第4条第1項に規定する誓約書に反する事実を確認したとき。

(5) 不正の手段により登録(登録の更新を含む。)を受けたとき。

(6) 受領委任払いを不正に利用するおそれがあると認められるとき。

(7) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により取消処分を受けた者は、処分の日から起算して処分の日の属する年度の翌年度末まで、登録を申請することができない。

(受領委任払いを利用できない被保険者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する被保険者は、受領委任払いを利用できない。

(1) 介護保険料を滞納していること。

(2) 給付事由が法第21条第1項に規定する第三者の行為によって生じたものであること。

(3) 法第66条第1項又は第2項の規定による支払方法変更の記載を受けていること。

(4) 法第67条第1項又は第2項の規定による保険給付の支払いの一時差止めを受けていること。

(5) 法第69条の規定により被保険者証に給付額減額等の記載をされていること。

(6) 不正な手段により保険給付を受けようとした者であること。

(委任・同意書の提出)

第11条 受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多治見市介護保険条例施行規則（平成12年規則第84号。以下「規則」という。）第37条第1項に規定する申請書を提出する際に、介護保険住宅改修費に係る受領委任払い委任・同意書（別記様式第6号）を添付しなければならない。

(自己負担分の支払い等)

第12条 申請者は、住宅改修工事に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る。）の100分の10の金額（法第49条の2又は法第59条の2に規定する被保険者については、100分の20又は100分の30の金額）を自己負担分として登録事業者を支払わなければならない。この場合において、支払う金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 前項の支払いに当たって、住宅改修工事を完了した登録事業者は、工事費全体の額及び自己負担額を記載した請求書を申請者に交付しなければならない。

3 登録事業者は、第1項の規定により受領した金額について、工事費全体の額及び自己負担額を記載した領収書を申請者に交付しなければならない。

(支払依頼書の提出)

第13条 申請者は、住宅改修を完了したときは、規則第37条第3項の届出の際に、支払依頼書（別記様式第7号）に前条第3項の領収書を添え、市長に提出しなければならない。

(住宅改修費の支給)

第14条 前条により支払依頼書の提出を受けた市長は、規則第37条第4項の規定により、住宅改修費の支給を決定したときは、登録事業者に住宅改修費を支払うものとする。

(返還)

第15条 市長は、登録事業者が偽りその他不正な手段により住宅改修費の支給を受けたときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記

様式第1号（第4条、第6条関係）

年 月 日

多治見市長

所在地

届出者 事業者名称

代表者氏名

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録（更新）申請書

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録（更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所番号											
事業所所在地	〒										
ふりがな											
事業所名											
電話番号						FAX番号					
サービス種類	住宅改修										
前年における市内での住宅改修費支給対象工事施行件数										件	

口座振込依頼欄	銀行・信金 労金・農協				本店 支店 ( )				種目		口座番号					
	金融機関 コード				店舗 コード				1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
	ふりがな															
	口座名義人															

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

多治見市長

所在地  
届出者 事業者名称  
代表者氏名

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録に係る誓約書

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録を申し出るに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 介護保険住宅改修に関し、関係法令及び多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切かつ誠実に住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、多治見市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者との連携に努めること。
- 4 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証の被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等により、被保険者が介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請ができることを確認すること。
- 5 正当な理由なく、被保険者による住宅改修費受領委任払いの利用を拒まないこと。
- 6 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担分の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担分の支払いを受けたときは、被保険者に対し工事費総額を併記した自己負担分の領収書を発行すること。

- 7 多治見市介護保険条例施行規則第37条に規定する申請の内容を変更せざるを得ない場合は、被保険者が速やかに申請書類の提出等ができるよう協力すること。
- 8 被保険者が不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅延なくその旨を多治見市に報告すること。
- 9 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から2年間保存すること。
- 10 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について多治見市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 11 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。
- 12 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約に記載すること。
- 13 介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱別記様式第4号により速やかに多治見市長に届け出ること。
- 14 登録を行っていた事業を廃止、休止若しくは再開するとき又は登録を辞退するときは、要綱別記様式第5号により速やかに多治見市長に届け出ること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

多治見市長

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録（却下）通知書

先に申請のありました事業者登録について、下記のとおり登録（却下）しましたので、多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱第5条の規定により通知します。

登録 ・ 却下			
登録番号		登録年月日	年 月 日
サービスの種類	住宅改修		
事業者名称			
代表者氏名			
事業者住所	〒		
電話番号			
却下理由			

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

多治見市長

所在地

届出者 事業者名称

代表者氏名

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書の記載事項について、次の事項を変更しましたので、多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱第7条の規定により届け出ます。

事業所番号										
事業者名称	所在地									
	名称									
変更事項 (該当番号に○)			変更内容							
1	届出者の所在地									
2	届出者の名称									
3	届出者の代表者及び職名									
4	事業所の所在地									
5	事業所名称									
6	電話番号									
7	FAX番号									
8	振込先口座									
9	その他									
変更年月日										

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

多治見市長

所在地  
届出者 事業者名称  
代表者氏名

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者事業廃止等届出書

多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱第8条の規定により、次の事項を届け出ます。

事業所番号										
事業者名称	所在地									
	名称									
届出事項 (該当番号に○)			届出内容							
1	事業の廃止									
2	事業の休止									
3	登録の辞退									
4	事業の再開									
廃止等年月日										

多治見市長

介護保険住宅改修費に係る受領委任払い委任・同意書

【委任】

委任者 (被保険者)	被保険者番号	
	氏名	
	住所	

受領委任払いについて説明を受けましたので、多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱の規定に基づき、住宅改修費の受領に関する権限を下記の者に委任します。

【受任】

受任者 (事業者)	事業者名		
	所在地	〒	— TEL
	代表者氏名		
事業の種類	住宅改修	登録番号	

多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱の規定に基づき、住宅改修費の受領に関する権限の委任を受けることに同意します。

なお、受領委任払いを受ける住宅改修費については、住宅改修事前申請承認通知書の内容及び負担割合証により確認します。

# 支払依頼書

多治見市長

先に事前承認を受けた住宅改修工事が完了し自己負担分の支払いが完了したことから、多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱に基づき私へ給付されるべき住宅改修費について、施工事業者の登録口座への振込みを依頼いたします。

なお、工事に関する瑕疵等の施工事業者、被保険者間に発生したトラブルについては、市への責を一切、求めません。また、事前申請時入院（所）中であった場合の退院（所）日については下記のとおりです。

施工事業者名

事前承認日 年 月 日

申請者（被保険者）

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

退院（所）日： 年 月 日

※添付書類：工事費全体の額及び自己負担額を記載した領収書